

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	女子栄養大学短期大学部
設置者名	学校法人香川栄養学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	食物栄養学科	夜・通信			12	12	7	

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

Web シラバス https://cpweb.eiyo.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx にて、検索条件設定で講義コード「q」、キーワード「実務経験」を入力し、絞込みをする。

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	女子栄養大学短期大学部
設置者名	学校法人香川栄養学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	元株式会社代表取締役社長	令和6年6月 1日～同7年 度定時評議員 会終結時	企業経営者の観点 よりの助言
非常勤	学校法人理事長 私立大学学長	令和5年4月 1日～同7年 度定時評議員 会終結時	学識経験者の立場 よりの助言
(備考) 私立学校法改正に伴う寄附行為変更に伴い定時評議員会終結時で任期満了。			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	女子栄養大学短期大学部
設置者名	学校法人香川栄養学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 毎年シラバスを作成するための「シラバス執筆について」(シラバス作成要領)を作成し授業担当教員に配付し、「授業の達成目標」「授業の概要」「授業形式」「関連科目」「履修上の注意事項」「事前・事後学習の内容と時間」「成績評価の方法」「教科書・参考書・教材・参考ホームページ」「授業計画」等の作成要領により、授業担当教員へ入力を依頼する。(締め切りは1月上旬) 担当教員が入力後1月下旬までに、シラバスの内容について副学長及び短期大学部長が確認し、修正が必要な内容については修正期間(2月下旬まで)に担当教員に加筆訂正を依頼する。最終確認を3月上旬までに行い3月下旬に大学のHPに公開する。また、WEBシラバスとは別に冊子シラバスを作成している。	
授業計画書の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学修成果については、シラバスに記載された科目ごとの評価方法に則り、成績評価を行い、単位の認定を行っている。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

定期試験の評価は、S・A・B・C・D・Eの6段階で評価し、DおよびEを不合格とする。成績の評価基準は100点報によりS:90点以上、A:89～80点、B:79～70点、C:69～60点、D:60点未満とする。

また、学業成績をはかる基準としてGPA(Grade Point Average:成績評定平均値)を導入している。

	評価	評価の表示	GPA 配点
合格	100～90 点	S	4
	89～80 点	A	3
	79～70 点	B	2
	69～60 点	C	1
	追試験で合格	補 1	
	再試験で合格	C(補 2)	1
	単位認定試験及び再履修で合格	C(補 3)	1
不合格	59 点以下	D(補 4)	0
	出席日数不足(履修放棄)	E	0
合格不合格の判定を保留		保(補 5)	
履修取り消し		消(補 6)	-
定期試験欠席		欠(補 7)	-
追・再試験欠席または未手続		E(補 7)	-
既修得等認定単位		認(補 8)	-

【GPA の算出方法】

GPA=S 取得単位数×4+A 取得単位数×3+B 取得単位数×2+C 取得単位数×1+(D+E) 取得単位数×0 / S・A・B・C・D・E の総単位数

補 1. 追試験の成績の評価は最高 A とする。ただし、学校感染症(新型インフルエンザを含む)を原因とする場合の評価は、最高 S とする。

補 2. 再試験の成績の評価は合格または不合格のみとし、合格の場合の評価はすべて C とする。

補 3. 単位認定試験および再履修科目の成績の評価は合格または不合格のみとし、合格の場合の評価はすべて C とする。

補 4. レポートの提出によって試験に代える場合、所定の期日までにレポートを提出しなかった場合は不合格「D」とする。

補 5. 追・再試験の成績につき、ただちに合格・不合格の判定をくだし難い者について、判定を保留とし、以後のその者の学習の状況を見て、改めて合格・不合格を決定することがある。その場合、合格した者の評価はすべて C とする。

補 6. 「消」正当な理由(試験規程第 5 条)により学生から履修取り消し希望が出た場合、初回履修と同じ扱いとする。

補 7. 「欠」定期試験を欠席した場合、追再試験の結果を反映する。

補 8. 「認」既修得認定単位は GPA に反映しない。

※その他の取り決め

- ・実験実習の出席日数不足の場合の取扱いについては講義の「E」、「消」に準ずる。
- ・レポート試験等の結果で不合格となり再履修する場合、講義科目の再履修と同様に扱う。

上記内容については、冊子「履修の手引」に掲載し、ガイダンス時に学生に配付している。「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」として資料「GPA の分布状況」の通りである。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	冊子「履修の手引き」に掲載（入手方法：メールで短期大学部教務学生課宛 (kkyomug@eiyo.ac.jp) に入手希望の旨の連絡をいただければ「履修の手引き」を送付、学生に「GPA の分布状況」を配布
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）を定め、HPなどで公表している。 建学の精神「食により人間の健康の維持・改善を図る」に基づき、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した者に卒業を認定し、短期大学士（食物栄養学）を授与する。 1. 栄養学の確かな知識・技術を身につけ、自らが正しい食生活を実践できる。 2. 栄養学の専門的知識・技術を具現化できる調理力で、人々の健康と幸せをサポートできる。 3. 栄養・食の専門家として、科学的視点を持って問題を探求し、社会に還元できる。 4. 職業倫理感を備えた専門家として、関係職種や組織の中で円滑に連携し、調整力とリーダーシップを発揮できる。 5. 自らの行動に責任を持ち、他者への共感や思いやりを持ったコミュニケーションを取ることができる。 卒業の認定 本学カリキュラムの所定の卒業必修科目、栄養士必修科目、専門科目、基礎・教養科目より合計 62 単位以上の単位を修得が必要である。2 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学園 HP で公表 http://www.eiyo.ac.jp/daigaku/information/policies.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	女子栄養大学短期大学部
設置者名	学校法人香川栄養学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学園 HP にて公開、及び備付 (https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/)
収支計算書又は損益計算書	学園 HP にて公開、及び備付 (https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/)
財産目録	学園 HP にて公開、及び備付 (https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/)
事業報告書	学園 HP にて公開、及び備付 (https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/)
監事による監査報告(書)	学園 HP にて公開、及び備付 (https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/)

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: 事業計画 対象年度: 2025 年度)
公表方法: https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/
中長期計画(名称: 第二期中期計画 対象年度: 2021~2025 年度)
公表方法: https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 学園 HP で公表 https://www.eiyo.ac.jp/about/overview/jaga/
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 学園 HP で公表 https://www.eiyo.ac.jp/about/overview/jaga/
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/08/kyoikukenkkyujonomokuteki2024.pdf ）
（概要） 第 4 条 女子栄養大学短期大学部の学科の目的は、次の通りとする。 1 食物栄養学科「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」などに関する 基礎的な知識を教授研究し、食を通して人々の健康の維持増進と疾病の予防に貢献できる専門家としての栄養士を養成する。併せて栄養教諭の養成を行い、もって食育を担う社会人を育成すること を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/diplomapolicy2024.pdf ）
（概要） 以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定すると共に短期大学士（食物栄養学）を授与する。一 自ら正しい食生活を実践できる能力を獲得し、社会における人々の食による健康を支援できる 資質・能力を身につけた者。二 本学のカリキュラム履修を通して基礎的な学習能力を養うとともに、栄養学の知識・理論を学 びより深く問題を探求する能力を身につけた者。三 本学カリキュラムの所定の卒業必修科目、栄養士必修科目、専門科目、基礎・教養科目より合 計 62 単位以上の単位を修得した者。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/curriculumpolicy2024.pdf ）
（概要） 栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介し て人の健康を守ることができる優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進を なすための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実地的な技術を身につけることを目的として カリキュラムを編成する。一 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。二 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、栄養士必修科目、及び専門科目を設置する。三 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/admissionpolicy.pdf ）
（概要） 一 食・健康に好奇心や興味をもち、食事の調製・提供のための知識や技術を身につけ、栄養学の知識を実践する人。 二 食産業や食文化及び健康分野等で「食生活のスペシャリスト」として活躍したい人。 三 学業で得た知識を更に深く学び探究する意欲のある人。 四 高等学校等で基礎学力を身につけた人。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/kyoikukenkkyujonokihonsoshiki2024%20(2).pdf

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					1 人
食物栄養学科	－	4 人	5 人	人	1 人	1 人	11 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
1 人		39 人					40 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：短大 HP で公表 https://www.eiyo.ac.jp/about/overview/labandteachers/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
「女子栄養大学短期大学部 F D 検討委員会規程」に基づき同委員会が中心となり、F D に関わる企画・運営に当たっている。例年取り上げているテーマは、学生の状況を把握している教務学生課職員と F D 検討委員会の教員委員及び研究支援課で教育への反映を図るものを中心に必要なテーマを選んで研修会を年間複数回開催している。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
食物栄養学科	120 人	58 人	48.3%	240 人	127 人	52.9%	0 人	0 人
合計	120 人	58 人	48.3%	240 人	127 人	52.9%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
食物栄養学科	69 人 (100%)	16 人 (23.2%)	51 人 (73.9%)	2 人 (2.9%)
合計	69 人 (100%)	16 人 (23.2%)	51 人 (73.9%)	2 人 (2.9%)
(主な進学先・就職先)（任意記載事項）				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) WEB シラバス、履修の手引きに授業担当者が授業の方法、内容及び授業計画について記載している。なお、授業日程については短期大学のしおりの授業カレンダーに記してある。
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) シラバスに記載の成績評価の方法・基準に基づき各科目の学修の評価を行う。また、2年以上在学し、所定の卒業必修科目、栄養士必修科目、専門科目、基礎・教養科目より合計62単位以上の単位を修得したことを確認し、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	食物栄養学科	62 単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：学園 HP で公表 https://www.eiyo.ac.jp/campuslife/campus/komagomecampus/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	食物栄養学科	754,000 円	260,000 円	674,800 円	その他：施設費、実験実習教育費、調理実習費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 入学時にはオリエンテーション、1年生の3月に教務ガイダンスを行い、資格取得のための履修に関する指導を行う。 1年時前期に入学前での成績が芳しくない学生について化学、国語、基礎数学の履修を求めている。また、苦手克服タイムとして時間割に組み込み、授業の問題解決を行うための補講を受講できるような時間を設けている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 1年次に学生全員と面談を行い的確な進路支援に役立てている。就職希望者を中心に年間を通じて就職支援に関するガイダンスや各種就職支援講座・セミナーを開催。進学希望者に対しても、毎年6月に編入ガイダンスを行い、大学の学科長、および編入生からの説明会を設け実施している。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 保健センターに看護師が常駐し健康を支援している。週3日、臨床心理士によるカウンセリングを行っている。 また、障がい（主に精神的な問題を抱え、特別な支援を必要とする者）を持つ学生に対し、きめ細かな支援を行うことを目的に「障がい学生に対する支援委員会」を設置し、障がい学生の状態・要望を考慮し、学生生活が円滑にできるように支援している。学生情報は委員会で共有し、得られた情報をもとに必要な対応を行い、学生の利益となるよう努める。委員会の開催は委員長の招集により開催する。開催に当たり委員長が必要とした場合、臨床心理士、カウンセラー等の出席を求め対応する。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/ 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F213310104286
学校名（〇〇大学 等）	女子栄養大学短期大学部
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人香川栄養学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		14人（ ）人	13人（ ）人	15人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				15人（ ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	-	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	-	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。